## 平成 25 年度 事故発生状況

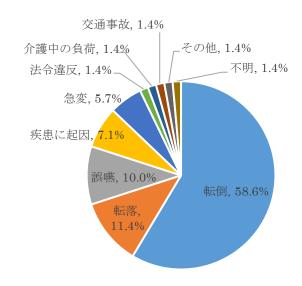
平成25年4月から平成26年3月までの1年間に、市町から県に随時の報告を受けた事例は408件で、そのうち居宅サービスは70件(地域密着型サービス含む)であった。

## 1 サービス種類別

	サービス種別	事故件数	事故割合	事故件数	事故割合	
	訪問介護	1	0. 25%			
	訪問入浴介護	1	0. 25%		8. 82%	
居宅	訪問リハビリテーション	0	0. 00%	36		
サービス	通所介護	26	6. 37%	30		
, _,	通所リハビリテーション	8	1. 96%			
	福祉用具貸与	0	0. 00%			
地域密着	認知症対応型通所介護	2	0. 49%			
型	小規模多機能型居宅介護	7	1. 72%	34	8. 33%	
サービス	認知症対応型共同生活介護	25	6. 13%			
施設	介護福祉施設サービス	105	25. 74%			
	介護保健施設サービス	61	14. 95%	166	40. 69%	
サービス	介護療養施設サービス	0	0. 00%			
	軽費老人ホーム	56	13. 73%		42. 16%	
	養護老人ホーム	0	0. 00%			
	住宅型有料老人ホーム	22	5. 39%			
7 0 111	短期入所生活介護	42	10. 29%	170		
その他	短期入所療養介護 (老健)	2	0. 49%	172		
	特定施設入居者生活介護	43	10. 54%			
	地域密着型特別養護老人ホーム	1	0. 25%			
	サービス付き高齢者向け住宅	6	1. 47%			
	総計	408	100. 00%	408	100.00%	

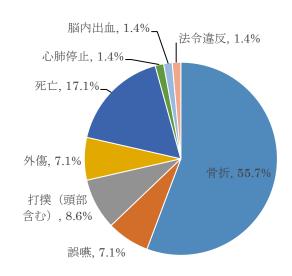
### 2 事故内容

内 容	事故件数	事故割合
転 倒	41	58.6%
転 落	8	11. 4%
誤嚥	7	10.0%
疾患に起因	5	7. 1%
急 変	4	5. 7%
法令違反	1	1.4%
介護中の負荷	1	1.4%
交通事故	1	1.4%
その他	1	1.4%
不 明	1	1.4%
総計	70	100.0%



### 3 事故種別

種別	事故件数	事故割合
骨 折	39	55. 7%
誤嚥	5	7. 1%
打撲(頭部含む)	6	8. 6%
外傷	5	7. 1%
死 亡	12	17. 1%
心肺停止	1	1. 4%
脳内出血	1	1. 4%
法令違反	1	1. 4%
総計	70	100. 0%



### 4 その他 (解説)

- ・居宅サービスの事故件数は、70件。そのうち通所介護が26件(38.8%)、 認知症対応型共同生活介護が25件(35.7%)である。
- ・職員不在時の事故が4割(28件)を占めていた。
- 事故の内容は7割を転倒・転落(49件)が占め、そのうち骨折は37件(75.5%)
- ・死亡事故も13件見られ、疾患に起因するものが5件、急変が4件、誤嚥2件、 交通事故1件、不明1件であった。

### ○転倒・転落(49件)について

要介護度:要支援1 (1)、要支援2 (3)、要介護1 (8)、要介護2 (13)、 要介護3 (9)、要介護4 (11)、要介護5 (3)、記載なし(1) 送迎前後の事故が2割弱(9件)を占めていた。

### ○誤嚥(7件)について

年齢:84歳以上90歳未満(3)、90歳以上95歳未満(2)、95歳以上100歳未満(2)

認知症高齢者の日常生活自立度: I (1)、Ⅲa(4)、Ⅳ(2)

性別:男性(1)、女性(6) 内容:昼食(3)、おやつ(4)

### <事例1>

・デイサービス送迎時、車が街路灯にぶつかり、自損事故を起こした。その際、後部座席でシートベルトを装着せずに座っていた利用者が、胸部を強打し、死亡した。

#### <事例2>

・訪問介護の買い物援助を行う際に、スーパーで訪問介護員個人のポイントカードを使用し、 買い物を行っていた。(家族からの苦情あり)

25長寿第34930号 平成25年9月30日

介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長 ( 公 印 省 略 )

介護サービス提供中の事故防止の徹底について

日頃から、本県の介護保険行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 先日、通所介護事業所職員の運転により、送迎中に同乗していた利用者が 死亡するという事故が発生しました。

各事業所等における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一環として 日々行われている日常的業務であるとともに、その安全は常に確保されていな ければならない重要な業務です。事業所と利用者自宅間等の送迎について今後 とも一層の利用者の安全確保が求められます。

各指定事業所等においては、事故予防実施手順書を再確認し、実施方法、遵守すべき事項を明確にした手順書を作成する等、特に送迎を中心とするサービス全般について、今一度見直しを行い、事故防止のための取組みをより一層徹底するようお願いします。

<担当>

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 萬藤、竹田 TEL(087)832-3268 在宅サービスグループ 大倉、原岡、宮本 TEL(087)832-3274

26長寿第73746号 平成27年2月27日

各指定介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長 (公 印 省 略)

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル の改正について(通知)

日ごろ、介護保険制度の適正な運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成 24年香川県条例第52号)第3条第1項の規定により社会福祉施設等の基準(以下 「指定基準」という。)としている法令の改正が行われ、指定通所介護事業所等の設 備を利用して、夜間及び深夜に介護保険以外のサービス(以下「宿泊サービス」とい う。)を実施する事業者は、宿泊サービス提供中に事故が発生した場合は、市町等に 連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされたことから、事 故発生時の市町への報告手順等を定めている「指定介護サービス事業者における事故 発生時の報告マニュアル」を一部改正したのでお知らせします。

なお、今回の改正は、指定基準の改正に合わせて宿泊サービス時に発生した事故の報告を明確化したものですが、改正前の条文においても「利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。」と規定されていることから、従前の取扱いからの変更はないことを申し添えます。

### 【問い合せ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL 087-832-3268 087-832-3269

$(注2) \sim (注4)$ 略 $(হ2) \sim (注4)$ 略 $(2) \sim (3)$ 略 $(2) \sim (3)$ 略 $(2) \sim (3)$ 略 $(2) \sim (3)$ 略	平 -55-	指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 新旧対照表 改正後 指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 略 略 略 略 解 略 事業者が事故報告を行う範囲 事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととす る。なお、事業者の住所地を利用者の保険者である市町が異なる場合には双 方の市町に報告を行うこととする。 (注1) 「サービスの提供による利用者の保険者である市町が異なる場合には双 方の市町に報告を行うこととする。 また、通所サービス(事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護 保険制度外のサービスを含む。)、入所サービス及び施設サービスに おいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に 今まれる。	放正前     指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル     看川県健康福祉部長寿社会対策課     (平成20年1月15日制定)     (平成23年4月7日改正)     (平成23年4月7日改正)     (平成23年4月7日改正)     (平成23年4月7日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月4日改正)     (平成25年9月7日改正)     (平成25年9月7日で入り、事業者、市町及び県が連携して、事業者への指導及ない。事業者の中町が登入に対して、事業者の中間が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。     (は1)「サービスの提供による1とする。また、送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
~ (3) ~ ~		)~(洋4)	) ~ (注4)
	설)	~ (3)	(2) ~(3) 略

# 指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル

香川県健康福祉部長寿社会対策課

(平成20年1月15日制定)

(平成23年4月 7日改正)

(平成25年9月 4日改正)

(平成27年2月27日改正)

### 1 目的

指定介護サービス事業者(以下「事業者」という)は、サービス提供時に発生した事故について、介護保険法に基づく運営基準及び同解釈通知により、その内容や対応状況を市町に報告することにより、その報告を受けた市町及び県が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、事業者への指導及び助言を実施することにより、事業者、市町及び県が連携して、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生
  - (注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、通所サービス(事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護保険制度外のサービスを含む。)、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

- (注2) けが等とは、発生の原因に関わらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする(原因不明のものも含む)。
- (注3) 事業者側の過失の有無は問わない。
- (注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
- (2)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
  - (注5)利用者の処遇に関連するものに限る。(例:利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)
- (3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

#### 3 報告の手順

- (1)事故後、各事業者は第一報を、3日以内に市町へ様式1により報告する。
  - (注1)次の①~④の事由による、重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後報告様式1を提出する。
    - ①事故により利用者が死亡したもの
    - ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
    - ③重大な指定基準違反があると思われるもの
    - ④職員の不祥事
- (2)事故発生後の処理等が終了後、様式2により原則2週間以内に報告する。報告が遅れる場合は、その旨を市町に連絡すること。
  - (注2) 事故報告書は、報告様式1、2を標準とするが、市町により別に様式が定められている場

合や、報告様式1、2の報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えない。

### 4 報告を受けた市町の対応の留意点

- (1)事故に係る状況を把握するとともに、事業者による事故への対応が終了していないか、 又は、明らかに不十分である場合等、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として 必要な対応(事実確認、指導等)を行うものとする。
- (2) 事業者から文書による報告内容が不十分である場合は、再報告等を求める。
- (3) 報告内容をもとに下記5の事由に該当する場合は、県へ報告を行うものとする。
- (4)事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から市町に協力依頼があった場合に は、可能な限り対応をする。

### 5 市町から県への報告について

- (1)各市町は、事業者から受けた事故報告の内容が、次の事由による場合は、事業所からの報告書の写しを5日以内に県に提出するものとする。(重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告)なお、市町に指定権限のある事業者(中核市に住所を有する事業者及び地域密着型サービス事業者)に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。
  - ①事故により利用者が医療機関で入院治療を要したもの又は死亡したもの
  - ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
  - ③重大な指定基準違反があると思われるもの
  - ④職員の不祥事
  - ⑤その他、他の事業者に事例として情報提供することによって、同様な事故の発生防止に寄与すると思われるもの
- (2)各市町は、事業者から受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌4月末日までにメールにて、県に報告するものとする。((1)の報告を含む。)

#### 6 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、介護サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は事業者の事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

#### (附則)

このマニュアルは、平成 25 年 9 月 4 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日以降に発生した事故から適用する。

#### (附則)

このマニュアルは、平成27年2月27日から施行する。

参考

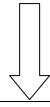
### 【事故報告のフロー図】

### サービス提供時に事故発生



- 利用者の家族等への連絡
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡

事業者から市町(保険者)へ電話又は報告様式1による報告



- ・文書による第一報は、3日以内に行うこと。 重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後様式1を提出する。
- ・事故発生後の経過については、適宜連絡を行うこと。
- ・必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行うこと。

事業者から市町(保険者)へ報告様式2による報告



・事故発生後の処理等が終了後(2週間以内)、報告様式2により事故報告を 行うこと。

### 市町から県への報告

次の事由による事故の場合は、5日以内に県に報告を行う。なお、重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告すること。

- ・医療機関への入院又は死亡
- ・身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ・ 重大な指定基準違反があると思われるもの 等

毎年4月末日までに、各年度の状況報告をメールにて行う。(上記の報告を含む。)

### 【事業者、市町、県の役割について】

### (1) 事業者の役割

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例52号)」により、利用者等に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと義務づけられている。

### 《報告の根拠》

- \*介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号)
- \* 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
- \* 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
- \* 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)
- \*介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
- \* 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)
- \* 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- \* 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
- \* 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

#### (2) 市町の役割

介護保険法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」 「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者から 報告のあった介護サービス提供時に発生した事故について、事業者に対して、適切な 対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。

### 《介護保険法》

(文書の提出等)

- \*居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会(第 23 条) (報告徴収・立入検査等)
  - \* 指定居宅サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等

#### (第76条)

- \* 指定地域密着型サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入 調査等(第78条の7)
- \* 指定居宅介護支援事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等 (第83条)
- \* 指定介護老人福祉施設開設者等(施設の長、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等(第 90条)
- \*介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等(第100条)
- \* 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等(第 112 条(旧法))
- \* 指定介護予防サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調 査等(第115条の7)
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等(第 115 条の 17)
- \* 指定介護予防支援事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等 (第 115 条の 27)

#### (勧告・公表・改善命令)

- \* 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令(第78条の9)
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令(第 115 条の 18)
- \* 指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令(第 115 条の 28)

#### (指定取消・指定の効力停止)

- \* 指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止(第78条の10)
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止(第 115 条の 19)
- \* 指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止(第 115 条の 29)

### (3) 県の役割

介護保険法及び老人福祉法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者に対して、適切な対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。(指定地域密着型サービス事業者を除く)

#### 《介護保険法》

#### (文書の提出等)

- \*居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関しての報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問(第 24 条) (報告徴収・立入検査等)
- \*指定居宅サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調 香等(第 76 条)
- \*指定居宅介護支援事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立入調査等(第83条)
- \* 指定介護老人福祉施設開設者等 (施設の長、従業者であった者等) に対する報告徴収・立入調査等 (第 90 条)

- \*介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等(第100条)
- \* 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等(第 112 条(旧法))
- \*指定介護予防サービス事業者等(事業者であった者、従業者であった者等)に対する報告徴収・立 入調査等(第 115 条の 7)

#### (勧告・公表・改善命令)

- \*指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令(第76条の2)
- \* 指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令(第83条の2)
- \* 指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令(第91条の2)
- \*介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令(第103条)
- \* 指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令 (第113条の2(旧法))
- \*指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令(第 115 条の 8)

#### (指定取消・指定の効力停止)

- \*指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止(第77条)
- \* 指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止(第84条)
- \* 指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止(第92条)
- \*介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止(第104条)
- \* 指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止(第 114 条(旧法))
- \* 指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止(第 115 条の 9)

### 《老人福祉法》

#### (報告徴収・立入検査等)

- \*老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター 設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴収・立入検査等(第 18 条) (指定取消・指定の効力停止)
  - \*養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消(第19条)

# 様式記載例

様式1

# 指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

第1報 平成 25年 10月 2日 (発生後3日以内に報告)

香川	市	町	あて

 法人名
 社会福祉法人
 長寿社会

 事業所(施設)名
 長寿社会

 責任者名
 長寿 一郎
 印

1	サービス種類	介護老人福祉施設 記載者職·氏名 生活相談員 香川 太郎											
事業所		高松市番町4丁目1番10号 電話番号 (087)832-3268 事業所番号 12345											
	氏名•年齡•性別	香川 花子 年齢: 88 性別: 女											
2 対	日常生活自立度等	障害高齢者の日常生活自立度 A 認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅲ 要介護度 2											
象者	被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 サービス提供開始日 22 年 3 月 12 日											
ъ	住 所	高松市番町4丁目1番10号 保険者名 香川市											
	発 生 日 時	25 年 10 月 1 日 (火) 4 時 30 分 頃											
	発生場 所												
	事故の原因	転倒     転落     感染     介護中の負荷     職員の法令違反、不祥事       誤嚥     殴打     無断外出     その他( )											
3	事故の種別	骨折(大腿骨)       打撲・捻挫・脱臼       外傷(       )       職員の法令違反、不祥事         肺炎       感染症       その他(       )       死亡(死亡年月日:平成       年       月       日)											
事故	発生状況	介護中 利用者単独時 職員の目視可能 その他 ( )											
の概要		歩行器使用し歩行していた。ADLは自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。既往症に、高血圧、糖尿病、骨粗鬆症があり、円背がみられていた。											
	の状況	対応内容 歩行時のフラツキがみられ始めたため、歩行時の見守りと夜間はナースコールを押してもらいトイレへ付き添っていた。 ケアプランでの対応 <b>オー</b> 角											
	事故の内容	2時 巡回時眠っていた。 4時 居室より物音が聞こえ、訪室。ベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しているのを発見。 本人が「歩行器を使わずトイレへ行こうとして転んだ。」と言われる。											
	対処の仕方	4時 発見後すぐに他の職員に連絡し、ベッドに移動。バイタル測定実施(熱36.8℃、脈72、血圧138/70、Spo2 97%)。右大腿部〜股関節にかけて痛みの訴え軽度あり。											
		   4時10分 看護職員に電話連絡。患部の安静保持とクーリングの指示あり。											
4		4時40分 看護職員が出勤し状態確認、右股関節の腫脹がみられ、骨折の可能性も大きい。											
事													
故発		4時45分 看護職員が医師に連絡し、朝に受診するように指示あり 											
事故発生時		8時 〇〇病院受診する											
の	緊急搬送の有無・時間	有(連絡時間 時 分)( 搬送時間 時 分) 無											
対応	治療した医療機関名、住所等												
	診断・治療の概要	□□受診 ■■ 入院 レントゲン検査の結果、右大腿骨頸部骨折の診断あり。10月4日手術予定											
	連絡済の関係機関	香川市介護保険課											
	家説明の状況、内容	7時 看護師から長男へ連絡。4時にベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しており、骨折の可能性もあるため病院 受診する旨伝える。											
	の 説 家族の 意見、指摘等	ナースコールを押すことを遠慮したのかも知れませんね。											

# 様式記載例

様式2

# 指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

<u>第2報</u> \*<sup>/</sup>

平成 25年 10月 6日 (発生後2週間以内に報告)

<sup>香川</sup> 市町 あて

法人名	長寿社会			
事業所(施設)名	長寿社会			
サービス種別	介護老人福	祉施設		
責任者名	長寿 一郎			ЕП
連絡先 (087)832-32	68	所在市町名	香川	市町
記載者職・氏名 生き	5.和談員	香川	太郎	

_																		
1 対	対	象者氏名•年齢	香川	:	花子					年齢:	88							
象 者	事	故発生日·報告日	発生日:	25	年 1	0 月	1	日		第1報	设告日:	25	年	10 月		2 日		
2		利用者の状況 犬・経過、その他状	七十阳丹严	ᆆ	t= 0.+	xh 1∩ =	3 V L T	马拉人	继续在	歩後の	级温计点	1 117-50:	セスギ	, J' 1.0⇔1		=刃 左n √≐	仕が悪い	1 71, 7
事故発生			右大腿骨頸	部 审	折のた	α)、10 F	74 to 7	有接合	7111710117。	が後の	<b>栓</b> 適は5	<b>製力</b> での	<b>か</b> るか	、人阮	こより	認知症	状が悪化	C C V S
後の対は	5	家族等の反応	夜間自分で	トイレ	へ行こ	うとして	転倒l	したよ	うですが	、認知症	状も悪化	こしてし	いて、車	伝倒さえ	しない	ければと	:悔やまれ	ます。
応	損	害賠償等の状況	有一無	(対/	芯内容を	·具体的I	_	· 未交渉	:									)
	:	検討日時	25 年		10 月	5	日											
	検討	会参加の職種・人数	7	人	職種	施言	没長、	介護	支援専門	員、生活	5相談員	、栄養	士、看	護職員	、介護	<b>職員、</b>	機能訓練	指導員
	歩行器使用し歩行は自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。 利用者の行動 (本人要因) 夜間ナースコールを押してもらい、トイレへ付き添っていたが、職員に遠慮してコールを押さなかったようで									ようである	o							
	原因分析	職員の対応 (職員要因)																
3 再 %		設備等 (環境要因)	居室は電気を点けておらず、暗かった。 歩行器がベッドから少し離れたところに置いてあった。また、居室からトイレまで、距離があった。															
発防止策	利用者	対応済みの内容	入院中のため、退院後に対応を実施する。															
	個人への対	今後対応予定の 内容 (実施予定年月日)	トイレに近い居室に変更。 本人の状態を考慮し、夜間ポータブルトイレの設置やセンサーマット設置を検討する。 排泄パターンを把握し、早めにトイレ誘導の声かけを行う。 機能訓練の実施。 (退院後に実施予定)															
	応	ケアプランの変更	有				#	#			その	他(退	<b>限院後</b>	に変更	予定	)		
	事業所·	対応済みの内容	職員が危険予測ができるように、研修の実施。 居室での歩行器の設置場所の確認。															
	全体での対象	今後対応予定の 内容 (実施予定年月日)	見守りが必要な入所者の排泄パターンの把握。 歩行器歩行されている方の、居室の見直しや環境整備。 遠慮なく、職員に声をかけてもらえる環境作りに努める。 (平成25年10月30日までに実施予定)															
	応		- 古 +4 1 2 3 4 1						- 11 10 = 1	**				- (181:				

- 1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、様式1については、事故後発生後3日以内に保険者に提出してください。
- 2 様式2については、詳細な経過及び再発防止への対応改善策等を記載して事故発生後2週間以内に保険者に提出してください。
- 3 記載しきれない場合は、記載欄の幅の変更や任意の別紙に記載し、資料があれば添付してください。